



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月29日火曜日 第2760号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の退職管理に関する条例.....	(人事課).....	1
職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例.....	(").....	2
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(").....	10
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....	(市町振興課).....	11
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例.....	(私学文書課).....	12
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....	19
愛媛県行政不服審査会条例.....	(行革分権課).....	33
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(").....	34
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	(税務課).....	36
愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	(").....	39
愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例.....	(").....	40
愛媛県自転車新文化推進基金条例.....	(総合政策課自転車新文化推進室).....	42
愛媛県消費生活条例の一部を改正する条例.....	(県民生活課).....	42
愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例.....	(保健福祉課医療保険室).....	43
愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例.....	(").....	43
愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	(医療対策課).....	43
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例.....	(障害福祉課).....	44
愛媛県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例.....	(").....	45
愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	(").....	47
愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例.....	(長寿介護課).....	57
愛媛県県立高等技術専門学校条例の一部を改正する条例.....	(労政雇用課).....	69
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例.....	(産業創出課).....	70
愛媛県農林水産業体質強化緊急対策基金条例.....	(農政課).....	70
愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例.....	(農地整備課).....	71
愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課).....	72
愛媛県建築審査会条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課).....	72
愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例.....	(文化財保護課).....	73
教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(義務教育課).....	75
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	(高校教育課).....	77
愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	(警察本部警務課).....	78
愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....	(").....	78
愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....	79
愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....	85

条 例

○愛媛県条例第2号

職員の退職管理に関する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに

離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（法第38条の2第1項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（人事委員会規則への委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員を含む。以下同じ。）の休日、休暇並びに勤務時間等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員を含む。以下同じ。）の休日、休暇並びに勤務時間等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員を含む。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員を含む。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p>

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき _____ 職務の内容は、別表第5から別表第8までの等級別基準職務表に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 省略

別表第4 省略

別表第5 (第3条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務
4級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務
5級	1 主幹又は課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務
7級	1 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務
8級	1 本庁局長又は地方局部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務
9級	1 本庁部長、会計管理者又は地方局長の職務 2 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務

備考1 この表において「地方機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により条例で設けられた支庁及び地方事務所並びに同法第156条第1項の規定により法律又は条例で設けられた行政機関をいう。

2 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条第1項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4第1項の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

別表第6 (第3条関係)

公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	巡査の職務
2級	1 主任又は巡査長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務
3級	1 係長の職務

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が知事と協議して定める _____。

4 省略

別表第4 省略

	2 高度の知識又は経験を必要とする主任又は <u>巡査長の職務</u>
4 級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主任の職務
5 級	1 課長補佐又は警察署課長の職務 2 特に困難な業務を所掌する係長の職務
6 級	1 本部課次長又は警察署副署長の職務 2 困難な業務を所掌する課長補佐又は警察署課長の職務
7 級	1 本部課長又は警察署長の職務 2 困難な業務を所掌する本部課次長又は警察署副署長の職務
8 級	1 参事官の職務 2 困難な業務を所掌する本部課長又は警察署長の職務
9 級	1 本部部長の職務 2 困難な業務を所掌する参事官の職務 3 特に困難な業務を所掌する警察署長の職務

別表第 7 (第 3 条関係)

研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	基礎的な研究又は補助的な研究を行う職務
2 級	1 試験研究機関の科長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき研究を行う職務
3 級	1 困難な業務を所掌する試験研究機関の科長の職務 2 特に高度の知識又は経験に基づき研究を行う職務
4 級	高度の知識又は経験に基づき研究の総括、調整等を行う職務
5 級	特に高度の知識又は経験に基づき広範囲にわたる研究の総括、調整等を行う職務

別表第 8 (第 3 条関係)

イ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な医療業務を行う職務
2 級	1 地方機関の課長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務
3 級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務 3 特に高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務
4 級	1 本庁局長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 極めて高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務

備考 この表において「地方機関」とは、別表第5備考1に規定する地方機関をいう。

□ 医療職給料表(□)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務
5級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長の職務
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務

備考 この表において「地方機関」とは、別表第5備考1に規定する地方機関をいう。

八 医療職給料表(□)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 係長又は看護長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務
5級	1 困難な業務を所掌する係長又は看護長の職務 2 専門員の職務
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長又は看護部長の職務
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務

備考 この表において「地方機関」とは、別表第5備考1に規定する地方機関をいう。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 教育職員の職務は、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき_____職務の内容は、別表第3及び別表第4の等級別</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 教育職員の職務は、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が教育委員会と協議</p>

基準職務表に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のもので人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 省略

別表第2 省略

別表第3 (第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
	特2級 主幹教諭の職務
3級	教頭の職務
4級	校長の職務

別表第4 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	1 教諭の職務
	2 高度の知識又は経験を必要とする養護教諭、栄養教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
3級	教頭の職務
4級	校長の職務

して定める

3 省略

別表第2 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第4条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基き、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、公務のため旅行する職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、県費の適切な支出を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基き、公務のため旅行する職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資すると共に、県費の適切な支出を図ることを目的とする。

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

第6条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>

（教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第7条 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて<u>別表第3及び別表第4の号給別基準職務表</u>に従い決定する。</p> <p>4～7 省略</p> <p>別表第2 省略</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <p>第1号任期付研究員給料表号給別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">号給</td> <td>基準となる職務</td> </tr> </table>	号給	基準となる職務	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて<u>人事委員会規則で定める基準</u>に従い決定する。</p> <p>4～7 省略</p> <p>別表第2 省略</p>
号給	基準となる職務		

1号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

別表第 4 (第 5 条関係)

第 2 号 任期付 研究員 給料表 号 給 別 基 準 職 務 表

号給	基 準 と な る 職 務
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2号給	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3号給	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、<u>別表第1</u>の給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い決定する。</p> <p>3～6 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">特定任期付職員給料表号給別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1号給</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号給</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号給</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4号給</td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5号給</td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6号給</td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7号給</td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものを行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	号給	基準となる職務	1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務	2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務	3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務	4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務	5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務	6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務	7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものを行う職務	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、<u>別表</u>の給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて<u>人事委員会規則で定める基準</u>に従い決定する。</p> <p>3～6 省略</p> <p>別表 省略</p>
号給	基準となる職務																
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務																
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務																
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務																
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務																
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務																
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務																
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものを行う職務																

(愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年6月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>人事評価の状況</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>退職管理の状況</u></p> <p>(9) 研修 _____ の状況</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>	<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年6月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)</p> <p>第2条 知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給料月額、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の12</u></p> <p>(3) 教育長、管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の10</u></p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)</p> <p>第2条 知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給料月額、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の25</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 教育長、管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の12</u></p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

市町長	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町の条例による市町税（個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課徴収（当該市町税に係る督促手数料並びに延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「延滞金等」という。）の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>
-----	--

別表第1（第2条関係）

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

別表第2（第3条関係） 省略

別表第2（第4条関係）

- 1 地方税法及び愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）による県税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）により法人の事業税と併せて賦課徴収する地方法人特別税を含む。）の賦課徴収（当該県税に係る延滞金等並びに地方税法第48条第1項から第3項までの規定による徴収に係る個人の市町村民税並びに当該個人の市町村民税に係る督促手数料及び延滞金等の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 地方税法及び愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）による資源循環促進税の賦課徴収（当該資源循環促進税に係る延滞金等の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略

別表第3（第5条関係） 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第6号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第8条 知事は、県の区域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合においては、その理由のやんだ日から2月を限り、当該期限を延長することができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第8条 知事は、県の区域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合においては、その理由のやんだ日から2月を限り、当該期限を延長することができる。</p> <p>2 省略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p>

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p>

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

第4条 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 省略</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 省略</p>

(愛媛県行政手続条例の一部改正)

第5条 愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章</p>

の2までの規定は、適用しない。

(1)～(11) 省略

(12) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(聴聞の主宰)

第19条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に規定する者であった_____者

(5)・(6) 省略

の2までの規定は、適用しない。

(1)～(11) 省略

(12) 審査請求、異議申立て その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(聴聞の主宰)

第19条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5)・(6) 省略

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

第6条 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 審査請求等</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第4章 省略</p> <p>附則</p> <p>第3章 審査請求等</p> <p>(県が設立した地方独立行政法人及び公社に対する<u>審査請求</u>)</p> <p>第18条 次に掲げる実施機関がした公開決定等又は当該実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、<u>審査請求</u> _____ をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(<u>審理員の指名に関する規定の適用除外</u>)</p> <p>第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る<u>審査請求</u> については、<u>行政不服審査法</u>(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>(<u>審査請求</u> があった場合の審査会への諮問)</p> <p>第19条 実施機関(議会を除く。次条及び第21条において同じ。)は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について<u>審査請求</u> _____ があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u> が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決で、<u>審査請求</u>の全部を認容し、当該<u>審査請求</u> _____ に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該<u>公文書の公開</u>について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 <u>不服申立て等</u></p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第4章 省略</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>不服申立て等</u></p> <p>(県が設立した地方独立行政法人及び公社に対する<u>異議申立て</u>)</p> <p>第18条 次に掲げる実施機関がした公開決定等又は当該実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、<u>行政不服審査法</u>(昭和37年法律第160号)による<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(<u>不服申立て</u>があった場合の審査会への諮問)</p> <p>第19条 実施機関(議会を除く。次条及び第21条において同じ。)は、公開決定等 _____ について<u>行政不服審査法</u>による<u>不服申立て</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決又は決定で、<u>不服申立て</u>に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該<u>公開決定等</u> _____ について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機</p>

関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (審査請求 に対する裁決 _____)

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求 に対する裁決 _____ を行わなければならない。

(第三者からの審査請求 を棄却する場合等における手続)

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決 _____ をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求 を却下し、又は棄却する裁決 _____
 - (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決 _____ (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)
- (設置等)

第23条 第19条の規定による諮問に応じて審査請求 について調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第44条の規定による諮問に応じて審査請求 について行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～6 省略

(審査会の調査権限)

第24条 省略

2・3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求 に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員

関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人 _____
 - (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (不服申立てに対する裁決又は決定)

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定 _____
 - (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等 _____ に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)
- (設置等)

第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第44条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～6 省略

(審査会の調査権限)

第24条 省略

2・3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第25条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第26条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員

に、第24条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第28条 審査会は、第24条第4項又は第26条の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を送付しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第30条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

に、第24条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第28条 審査会は、第24条第4項又は第26条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写し _____ を送付しなければならない。

(答申書の送付等)

第30条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第7条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(手数料の納付時期)</p> <p>第3条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表6の表1の項、2の項、65の項及び66の項に掲げる手数料 写しの交付の際</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 別表6の表65の項に掲げる手数料に係る前項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定により指名された者又は審査庁(当該審査庁が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合に限る。)」とする。</p> <p>3 別表6の表66の項に掲げる手数料に係る第1項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「愛媛県行政不服審査会」とする。</p> <p>別表(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>1~5 省略</p> <p>6 その他の手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~64</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1</td> <td>書面等の写し等の交</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1~64	省略		65	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1	書面等の写し等の交	<p>(手数料の納付時期)</p> <p>第3条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表6の表1の項及び2の項 _____ に掲げる手数料 写しの交付の際</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 省略</p> <p>別表(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>1~5 省略</p> <p>6 その他の手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~64</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1~64	省略				
事務	名称	金額																	
1~64	省略																		
65	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1	書面等の写し等の交																	
事務	名称	金額																	
1~64	省略																		

<p>項（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合、同法第66条第1項において読み替えて準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面等の写し等の交付（行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法に限る。）</p>	<p>付手数料</p>	<p>つき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）</p>			
<p>66 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく提出資料の写し等の交付（行政不服審査法施行令第23条において準用する同法第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法に限る。）</p>	<p>提出資料の写し等の交付手数料</p>	<p>用紙1枚（用紙の両面に複写され、又は出力された用紙にあっては、片面を1枚とする。）につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）</p>			
<p>備考 省略</p>			<p>備考 省略</p>		

（愛媛県個人情報保護条例の一部改正）

第8条 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 <u>審査請求</u>（第43条 第47条）</p> <p>第4節・第5節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>附則</p> <p>第3節 <u>審査請求</u></p> <p>（県が設立した地方独立行政法人に対する<u>審査請求</u>）</p> <p>第43条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条において準用する第34条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人に対する開</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 <u>不服申立て</u>（第43条 第47条）</p> <p>第4節・第5節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>附則</p> <p>第3節 <u>不服申立て</u></p> <p>（県が設立した地方独立行政法人に対する<u>異議申立て</u>）</p> <p>第43条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条において準用する第34条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人に対する開</p>

示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求 _____ をすることができ
る。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第43条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求 _____ があった場合の審査会への諮問)

第44条 実施機関（議会を除く。次条及び第46条において同じ。）は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求 _____ があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求 _____ が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求 _____

_____ に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求 _____ に係る個人情報の訂正をする _____ こととするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求 _____ に係る個人情報の _____ 利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第45条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求 _____ に対する裁決 _____)

第46条 実施機関は、第44条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求 _____ に対する裁決 _____ を行わなければならない。

(第三者からの審査請求 _____ を棄却する場合等における手続)

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決 _____ をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求 _____ を却下し、又は棄却する裁決 _____
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決 _____（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができ
る。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第44条 実施機関（議会を除く。次条及び第46条において同じ。）は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等 _____ について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立て _____ が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第47条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等 _____ について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報を当該訂正請求と同一の内容で訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報を訂正請求と同一の内容で訂正することとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部について利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第45条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人 _____
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等 _____ について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(不服申立てに対する裁決又は決定 _____)

第46条 実施機関は、第44条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定 _____ を行わなければならない。

(第三者からの不服申立て _____ を棄却する場合等における手続)

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定 _____ をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立て _____ を却下し、又は棄却する裁決又は決定 _____
- (2) 不服申立てに係る開示決定等 _____ を変更し、当該開示決定等 _____ に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定 _____（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第9条 愛媛県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第44条の2 省略	第43条の2 省略

(愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会の業務の状況の報告)</p> <p>第3条 人事委員会は、毎年6月末日までに、知事に対し、次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(5) 省略</p>	<p>(人事委員会の業務の状況の報告)</p> <p>第3条 人事委員会は、毎年6月末日までに、知事に対し、次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>(5) 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

(愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

2 愛媛県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「情報公開実施機関」という。)又は愛媛県個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「個人情報保護実施機関」という。)の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた情報公開実施機関の愛媛県情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等若しくは個人情報保護実施機関の愛媛県個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第42条において準用する同条例第34条各項の決定又はこの条例の施行前にされた愛媛県情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求に係る情報公開実施機関の不作為若しくは愛媛県個人情報保護条例第17条第2項に規定する開示請求、同条例第31条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第39条第2項に規定する利用停止請求に係る個人情報保護実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年愛媛県条例第40号)の一部を次のように改正する。
第2条中愛媛県個人情報保護条例第44条第2号の改正規定を削る。

○愛媛県条例第7号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～104の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>104の4</td> <td>介護支援専門</td> <td><u>55,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～104の			3 省略			104の4	介護支援専門	<u>55,000円</u>	<p>別表(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～104の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>104の4</td> <td>介護支援専門</td> <td><u>21,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～104の			3 省略			104の4	介護支援専門	<u>21,000円</u>
事務	名称	金額																							
1～104の																									
3 省略																									
104の4	介護支援専門	<u>55,000円</u>																							
事務	名称	金額																							
1～104の																									
3 省略																									
104の4	介護支援専門	<u>21,000円</u>																							

法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	員実務研修受講手数料	
104の5～104の7省略		
104の8 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員再研修の実施	介護支援専門員再研修受講手数料	45,000円
104の9省略		
104の10 介護保険法第69条の8第2項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施	介護支援専門員更新研修受講手数料	(1) 介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修 45,000円 (2) 介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修 65,000円(介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降の場合にあっては、25,000円)
105～113省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～26 省略		
26の2 農産物検査法施行令(平成7年政令第357号)第5条第1項第2	地域登録検査機関登録申請手数料	150,000円

法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	員実務研修受講手数料	
104の5～104の7省略		
104の8 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員再研修の実施	介護支援専門員再研修受講手数料	21,000円
104の9省略		
104の10 介護保険法第69条の8第2項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施	介護支援専門員更新研修受講手数料	(1) 介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修 21,000円 (2) 介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修 23,000円(介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降の場合にあっては、12,000円)
105～113省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～26 省略		

<p>号の規定 に基づく 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第1項の規定による地域登録検査機関の登録の申請に対する審査</p>								
<p>26の3 農産物検査法施行令第5条第1項第4号の規定に基づく農産物検査法第18条第3項において準用する同法第17条第1項の規定による地域登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>地域登録検査機関登録更新申請手数料</p>	<p>10,100円</p>						
<p>26の4 農産物検査法施行令第5条第1項第6号の規定に基づく農産物検査法第19条第2項の規定による地域登録検査機関の変更登録の申請に対する審査</p>	<p>地域登録検査機関変更登録申請手数料</p>	<p>(1) 農産物検査法第17条第4項第3号の農産物の種類又は同項第5号の区域の増加に係る変更 30,000円 (2) 同項第4号の登録の区分の増加に係る変更 150,000円</p>						

27～61 省 略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～101の 4 省略		
101の 5 長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律（平 成20年法 律第87号 ）第5条 第1項か ら第3項 までの規 定に基づ く長期優 良住宅建 築等計画 の認定の 申請に対 する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) <u>住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ウ) 省略 イ・ウ 省略 (2) <u>住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸建ての専用住宅 15,100円 (イ) 1戸建ての併用住宅 15,100円 (ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額 a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 28,200円 b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 47,500円

27～61 省 略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～101の 4 省略		
101の 5 長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律（平 成20年法 律第87号 ）第5条 第1項か ら第3項 までの規 定に基づ く長期優 良住宅建 築等計画 の認定の 申請に対 する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) _____ 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の認定がある _____ 場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ウ) 省略 イ・ウ 省略

		<p>c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 75,100円</p> <p>d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 127,000円</p> <p>e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 203,200円</p> <p>f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 341,300円</p> <p>g 総戸数が201以上の共同住宅等 428,600円</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 1戸建ての専用住宅 73,600円</p> <p>(イ) 1戸建ての併用住宅 73,600円</p> <p>(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額</p> <p>a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 172,800円</p> <p>b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 276,400円</p> <p>c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 545,900円</p> <p>d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 977,500円</p> <p>e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,680,500円</p> <p>f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 3,109,100円</p> <p>g 総戸数が201以上の共同住宅等 4,443,000円</p> <p>(3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア (1)アからウまで又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ・ウ 省略</p>		<p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア (1)アからウまで _____ に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ・ウ 省略</p>
<p>101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の5の項金額の欄(1)アからウまで又は(2)ア若しくはイに掲</p>	<p>101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の5の項金額の欄(1)アからウまで _____ に掲</p>

<p>期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合に係るものを除く。）に対する審査</p>		<p>げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア 101の5の項金額の欄(1)アからウまで又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ・ウ 省略</p>	<p>期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合に係るものを除く。）に対する審査</p>	<p>げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア 101の5の項金額の欄(1)アからウまで _____ に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ・ウ 省略</p>
<p>101の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律 _____ 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合</u> 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>101の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の認定がある _____ 場合</u> 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
<p>101の8 省略</p>			<p>101の8 省略</p>	
<p>101の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査</u></p>		

物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 1戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。) 5,500円

(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 1戸 5,500円

(b) 2戸以上4戸以下 10,700円

(c) 5戸以上15戸以下 22,300円

(d) 16戸以上45戸以下 49,500円

(e) 46戸以上 88,500円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める金額

(ウ) 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。) 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル未満 10,500円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 29,300円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 87,100円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 137,700円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 173,800円

f 25,000平方メートル以上 21

7,100円

(E) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額

b 非住宅部分 床面積の合計について、(ウ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ)に定める金額

c 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額

(a) 申請に係る住戸の数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額と同一の額

(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ)に定める金額と同一の額

d 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額

(a) 住戸の総戸数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額と同一の額

(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ)に定める金額と同一の額

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての住宅 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 200平方メートル未満 37,300円

b 200平方メートル以上 41,600円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 37,300円

(b) 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 41,600円

(c) 2戸以上4戸以下 74,900円

(d) 5戸以上15戸以下 124,900円

(e) 16戸以上45戸以下 212,700円

(f) 46戸以上 305,200円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める金額

(ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第1号イ⁽¹⁾及びロ⁽¹⁾に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満 246,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 397,700円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 567,500円

(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 698,900円

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 826,100円

(f) 25,000平方メートル以上 942,400円

b 同号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 300平方メートル未満 94,300円
- (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 157,900円
- (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 255,400円
- (d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 333,400円
- (e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 400,600円
- (f) 25,000平方メートル以上 469,900円

(I) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額
- b 非住宅部分 床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) a 又は b に定める金額
- c 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額
 - (a) 申請に係る住戸の数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額
 - (b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) a 又は b に定める金額と同一の額
- d 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額
 - (a) 住戸の総戸数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額
 - (b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) a 又は b に定める金額と同一の額

		<p>(2) <u>建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</u></p> <p><u>ア (1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</u></p> <p><u>イ 8の項の右欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</u></p> <p><u>ウ 9の項の右欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</u></p>			
<p>101の10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u></p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) <u>変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</u></p> <p><u>101の9の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</u></p> <p><u>ア 101の9の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>イ 8の項の右欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</u></p> <p><u>ウ 9の項の右欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</u></p>			

<p>101の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物 エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 5,500円</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 2戸以上4戸以下 10,700円 (イ) 5戸以上15戸以下 22,300円 (ウ) 16戸以上45戸以下 49,500円 (エ) 46戸以上 88,500円</p> <p>ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 10,500円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 29,300円</p>		
---	---------------------------------	---	--	--

- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 87,100円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 137,700円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 173,800円
- (カ) 25,000平方メートル以上 217,100円

工 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる額を合算した金額

- (ア) 住戸の総戸数について、イに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれイに定める金額と同一の額
- (イ) 非住宅部分の床面積の合計について、ウに掲げる面積の区分に応じ、それぞれウに定める金額と同一の額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準（以下「性能基準」という。）による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 200平方メートル未満 37,300円

b 200平方メートル以上 41,600円

- (イ) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（以下「仕様基準」という。）による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 200平方メートル未満 19,200円

b 200平方メートル以上 20,700円

イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 性能基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 2戸以上4戸以下 74,900円

b 5戸以上15戸以下 124,900円

円

c 16戸以上45戸以下 212,700

円

d 46戸以上 305,200円

(イ) 仕様基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 2戸以上4戸以下 35,900円

b 5戸以上15戸以下 62,000円

c 16戸以上45戸以下 112,300

円

d 46戸以上 170,100円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 同項第1号イに掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル未満 246,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 397,700円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 567,500円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 698,900円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 826,100

円

f 25,000平方メートル以上 942,400円

(イ) 同号ロに掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル未満 94,300円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 157,900円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 255,400円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 333,400円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 400,600

円

f 25,000平方メートル以上 469,900円

エ 複合建築物 次に掲げる額を合算した金額

		<p>(ア) 住戸の総戸数について、イ(ア)又は(イ)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれイ(ア)又は(イ)に定める金額と同一の額</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計について、ウ(ア)又は(イ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれウ(ア)又は(イ)に定める金額と同一の額</p>
102	省略	
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～31	省略	
32	職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	省略
33	職業能力開発促進法施行令第2条第2号の規定に基づく合格証書の再交付	省略
34～64	省略	
備考 省略		

102	省略	
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～31	省略	
32	職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	省略
33	職業能力開発促進法施行令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付	省略
34～64	省略	
備考 省略		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



○愛媛県条例第8号

愛媛県行政不服審査会条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の執行機関の附属機関として設置される愛媛県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第4条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第3条第6項及び第7項の規定は、専門委員について準用する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第9条 第3条第6項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～26の2 省略		1～26の2 省略	

<p>26の3 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第18条第3項の規定に基づく知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構の意見の聴取に関する事務</u></p>	<p>宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>26の3 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第18条第3項の規定に基づく愛媛県農業会議</u> __の意見の聴取に関する事務</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>26の4～39 省略</p>		<p>26の4～39 省略</p>	
<p>40 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>40 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>法第39条の2第2項ただし書の規定に基づく高度管理医療機器等営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>40の2～59の4 省略</p>		<p>40の2～59の4 省略</p>	
<p>59の5 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第3条第1項の規定に基づく幼稚園又は保育所等に係る認定に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第3条第3項の規定に基づく連携施設に係る認定に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第3条第8項の規定に基づく同条第1項又は第3項の認定をしない旨及び理由の通知に関する事務</u></p> <p>(4) <u>法第3条第9項の規定に基づく公示に関する事務（松山市が設置する施設に係るものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>法第7条第1項の規定に基づく法第3条第1項又は第3項の認定の取消しに関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第7条第2項の規定に基づく法第3条第1項又は第3項の認定を取り消した旨の公表に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第7条第3項の規定に基づく公示の取消し及びその旨の公示に関する事務（松山市が設置する施設に係るものに限る。）</u></p>	<p>松山市</p>		

<p>(8) <u>法第8条第1項の規定に基づく関係機関への協議に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第28条の規定に基づく教育保育概要等の周知に関する事務（松山市長がした法第3条第1項又は第3項の認定、同条第9項の規定に基づく公示及び法第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園（以下「市長認定等施設」という。）に係るものに限る。）</u></p> <p>(10) <u>法第29条第1項の規定に基づく周知事項の変更の届出の受理に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）</u></p> <p>(11) <u>法第29条第2項の規定に基づく変更の届出事項の周知に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）</u></p> <p>(12) <u>法第30条第1項の規定に基づく報告の受理に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）</u></p> <p>(13) <u>法第30条第2項の規定に基づく報告の徴収に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）</u></p>			
<p>59の6 省略</p>		<p>59の5 省略</p>	
<p>60～62 省略</p>		<p>60～62 省略</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○**愛媛県条例第10号**

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 省略 <u>（徴収猶予に係る金額の分割納付又は分割納入の方法）</u> 第7条の2 知事は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この条において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この条において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。</p>	<p>第7条 省略</p>

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び当該各分割納付等金額を変更することができる。

3 知事は、第1項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限及び当該各分割納付等金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 前項の規定は、第2項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更した場合について準用する。

(徴収猶予の申請書の記載事項等)

第7条の3 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき県の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 法第16条第4項の政令の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類(同条第1項ただし書の規定により担保を徴しない場合におけるものを除く。)
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 県の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

4 法第15条の2第2項及び第3項の条例で定める書類は、第2項第2号及び第3号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類とする。

5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収の猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

6 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第3号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予に係る金額の分割納付又は分割納入の方法等)

第7条の4 第7条の2の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る金額を分割して納

付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類とする。

(申請による換価の猶予に係る金額の分割納付又は分割納入の方法等)

第7条の5 法第15条の6第1項の条例で定める期間は、6月とする。

2 第7条の2の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 県の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入することが困難である金額
- (3) 換価の猶予を受けようとする期間
- (4) その他知事が必要と認める事項

4 法第15条の6の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、第7条の3第2項第2号及び第3号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類とする。

5 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 換価の猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (2) 換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第7条の6 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、同項の猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると知事が認める場合とする。

第7条の7 省略

附 則

(自動車税の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガス

第7条の2 省略

附 則

(自動車税の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガス

の排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 省略

Table with 1 row and 1 column containing the text '省略' (Omission).

2～7 省略

の排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 省略

Table with 1 row and 1 column containing the text '省略' (Omission).

2～7 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第23条第1項の改正規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第7条の2、第7条の3及び第7条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用する。

3 新条例第7条の4及び第7条の6(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

4 新条例第7条の5及び第7条の6(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する県の徴収金について適用する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(平成19年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Both columns contain identical text for Article 3, detailing the number of employees and the calculation of the business tax amount.

第2条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Both columns are currently empty.

(事業税の不均一課税)

第3条 省略

2 常時雇用する労働者の数が50人未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって平成29年1月1日から平成31年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成28年1月1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

(事業税の不均一課税)

第3条 省略

2 常時雇用する労働者の数が50人未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって平成26年1月1日から平成28年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成25年1月1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第1項に規定する要件に該当する法人に対する平成28年4月1日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する平成29年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第12号

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(事業税の不均一課税)

第2条 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

- (1) 個人にあつては当該新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用開始の日」という。)の属する年、法人にあつては供用開始の日の属する事業年度から供用開始の日から起算して1年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.5
- (2) 個人にあつては供用開始の日の翌日から起算して1年を経過する日の属する年、法人にあつては供用開始の日の翌日から起算して1年を経過する日の属する事業年度から供用開始の日から起算して2年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.75
- (3) 個人にあつては供用開始の日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年、法人にあつては供用開始の日の翌日から起算して2年を経過する日の属する事業年度から供用開始の日から起算して3年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.875

2 前項の当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

- (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額
 県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度又は当該年の所得又は収入金額 × $\frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}}$
- (2) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得
 県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度又は当該年の所得 × $\frac{\text{当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数}}{\text{県内の軌道の延長キロメートル数}}$
- (3) 前 2 号の業種以外の業種に係る所得又は収入金額
 県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度又は当該年の所得又は収入金額 × $\frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業員の数}}{\text{県内の事務所又は事業所の従業員の数}}$
- 3 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は従業員の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。
 （不動産取得税の不均一課税）

第3条 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であつて、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものの税率は、愛媛県税賦課徴収条例第19条の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

（申告）

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、事業税又は不動産取得税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
 （不動産取得税の不均一課税の特例）
- この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。
 （申告期限の特例）
- 第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。
 （愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）
- 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（他の県税特別措置条例との関係）</p> <p>第4条 前条の規定及び愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）、愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）、<u>愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成25年愛媛県条例第34号）</u>又は愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年愛媛県条例第12号）（以下「<u>県税特別措置条例</u>」と総称する。）の規定の適用を受ける法人又は個人に課する事業税の額は、同条の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した金額から第2号の規定により算定した金額を控除して得た金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>（他の県税特別措置条例との関係）</p> <p>第4条 前条の規定及び愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）、愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）又は愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成25年愛媛県条例第34号）<u>（以下「県税特別措置条例」と総称する。）</u>の規定の適用を受ける法人又は個人に課する事業税の額は、同条の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した金額から第2号の規定により算定した金額を控除して得た金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

○愛媛県条例第13号

愛媛県自転車新文化推進基金条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県自転車新文化推進基金条例

(設置)

第1条 自転車新文化の普及及び拡大並びにサイクリング大会の開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるため、自転車新文化推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県消費生活条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県消費生活条例の一部を改正する条例

愛媛県消費生活条例(昭和50年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第34条 省略</p> <p><u>(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理等)</u></p> <p>第35条 知事は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報<u>(愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第14条第2項の規定により措置が講じられているものを除く。)</u>の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために<u>必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>愛媛県消費生活センターの組織及び運営に関する事項については、知事が定める。</u></p> <p>第36条 省略</p>	<p>第34条 省略</p> <p>第35条 省略</p>

附 則

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第6条第1項の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 基金は、平成30年3月31日までの間は、その全部又は一部を処分することができない。

○愛媛県条例第16号

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率)	(愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率)
第2条 政令第19条第1項の条例で定める割合は、 <u>10万分の41</u> とする。	第2条 政令第19条第1項の条例で定める割合は、 <u>10万分の44</u> とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除)	(返還の債務の当然免除)
第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。	第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金（以下「看護職員養成施設修学資金」という。）の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後（引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後）1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等（クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。）又はケ若しくはコに掲げる施設（以下「200床未満の病院等」という。）で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間（第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続き期間を加えた期間）が5年に達したとき。

ア～カ 省略

キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）

ク～コ 省略

(2)・(3) 省略

(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金（以下「看護職員養成施設修学資金」という。）の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後（引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後）1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等（クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。）又はケ若しくはコに掲げる施設（以下「200床未満の病院等」という。）で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間（第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続き期間を加えた期間）が5年に達したとき。

ア～カ 省略

キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）

ク～コ 省略

(2)・(3) 省略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名 称	目 的	位 置		名 称	目 的	位 置	
省略				省略			
愛媛県身体障がい者福祉センター	省略			愛媛県身体障害者福祉センター	省略		
愛媛県障がい者更生センター	省略			愛媛県障害者更生センター	省略		
省略				省略			
別表第4（第10条関係）				別表第4（第10条関係）			
1～9 省略				1～9 省略			
10 愛媛県身体障がい者福祉センター				10 愛媛県身体障害者福祉センター			
11 愛媛県障がい者更生センター				11 愛媛県障害者更生センター			
12～16 省略				12～16 省略			

（愛媛県障害者施策推進協議会条例の一部改正）

第2条 愛媛県障害者施策推進協議会条例（平成6年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県障がい者施策推進協議会条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、<u>愛媛県障がい者施策推進協議会</u>(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県障害者施策推進協議会条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、<u>愛媛県障害者施策推進協議会</u>(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県身体障害者福祉センター管理条例の一部改正)

第3条 愛媛県身体障害者福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県身体障がい者福祉センター管理条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>愛媛県身体障がい者福祉センター</u>(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県身体障害者福祉センター管理条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>愛媛県身体障害者福祉センター</u>(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県障害者更生センター管理条例の一部改正)

第4条 愛媛県障害者更生センター管理条例(平成17年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県障がい者更生センター管理条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>愛媛県障がい者更生センター</u>(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県障害者更生センター管理条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>愛媛県障害者更生センター</u>(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町及び県民等の責務を明らかにするとともに、必要な措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。

(基本理念)

第3条 障がい理由とする差別の解消の推進は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを基本として行われなければならない。

2 障がい理由とする差別の解消の推進は、誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が障がいについての知識及び理解を深めることを基本として行われなければならない。

3 障がい理由とする差別の解消を図るための取組は、差別する側と差別される側とに分けて、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町等との相互の連携及び協力の下に、障がいを理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う障がいを理由とする差別を解消するための施策に関し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障がいを理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)に応じることその他の障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者とその家族に対する理解を深めるとともに、県又は市町が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。

(障がいを理由とする差別の禁止)

第7条 全ての県民は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、これを怠ることによって障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じ、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(広域専門相談員)

第8条 障がいを理由とする差別の解消に関し、次に掲げる事務を行わせるため、広域専門相談員を置くことができる。

- (1) 特定相談に応じる者に対し、指導及び助言をすること。
- (2) 特定相談のあった事例に関する調査研究をすること。
- (3) 特に専門的な対応を要する特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供をすること。
- (4) 特に専門的な対応を要する特定相談に係る関係者間の調整をすること。
- (5) 関係行政機関への通告、通報その他の通知をすること。
- (6) 次条第1項の申立てに関する援助をすること。

2 広域専門相談員は、障がいを理由とする差別の解消に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場において、誠実にその事務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第9条 障がい者は、自己に対する障がいを理由とする差別が行われた場合において、広域専門相談員等に対する特定相談によってもなお問題が解決しないと認めるときは、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の場合において、当該障がい者の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該障がい者の家族その他の関係者は、同項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが、当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令の規定に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職員の職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第10条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査をするものとする。

2 広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に第1項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 前条第1項の申立てがされた事案(以下「対象事案」という。)の当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、第1項の調査(前項の規定により広域専門相談員がその全部又は一部を行う場合を含む。以下同じ。)に協力するよう努めなければならない。

5 第1項の調査を行う職員又は広域専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第11条 知事は、前条第1項の調査を行ったときは、次に掲げる場合を除き、愛媛県障がい者差別解消調整委員会に対して、当該調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- (1) 助言又はあっせんの必要がないと認められる場合
- (2) 対象事案の性質上、助言又はあっせんをすることが適当でないとして認められる場合

2 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、対象事案の解決に必要な助言案又はあっせん案を作成

し、これを当該対象事案の当事者その他の関係者に提示することができる。

3 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者その他の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第12条 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、前条第2項の規定によりあっせん案を提示した場合において、対象事案の当事者が、正当な理由がなく、当該あっせん案を受諾しないとき又は受諾したあっせん案の内容に従わないときは、必要な措置をとるよう当該当事者に勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該当事者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第13条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(愛媛県障がい者差別解消調整委員会)

第14条 第11条及び第12条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛媛県障がい者差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

2 調整委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者、保健医療関係者その他の障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、障がい者及びその家族等で構成される団体を代表する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(広報の推進等)

第15条 県は、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解と関心を深めるとともに、障がい者と障がい者でない者との交流を促進するため、必要な広報及び啓発を推進するものとする。

2 県は、障がい者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするために必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、障がいを理由とする差別を解消するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地域との連携等)	(地域との連携等)
第53条 省略	第53条 省略
2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発	2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発

達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)による幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第56条の7 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第56条の5(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)による幼稚園、小学校 _____ 若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(指定通所介護事業所 _____ に関する特例)

第56条の7 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号 _____)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)_ _____ が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同条例 _____ 第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ _____)を提供する場合は、当該指定通所介護 _____ を基準該児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ _____)を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第56条の5(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所 _____ については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所 _____ の食堂及び機能訓練室 _____ の面積を、指定通所介護 _____ の利用者の数及びこの条の規定により基準該児童発達支援とみなされる指定通所介護 _____ を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所 _____ の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所 _____ が提供する指定通所介護 _____ の利用者の数を指定通所介護 _____ の利用者の数及びこの条の規定により基準該児童発達支援とみなされる指定通所介護 _____ を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所 _____ として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該児童発達支援とみなされる指定通所介護 _____ を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第56条の8 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令

第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」をいう。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準

第56条の8 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」をいう。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、

この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、

該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

省略

(3) 省略

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

(5) 省略

この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

省略

(3) 省略

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、

(5) 省略

（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the table of contents of the ordinance before and after amendments. The 'After' column shows changes to article numbers and section numbers, such as '第8章 自立訓練（機能訓練）' and '第9章 自立訓練（生活訓練）'.

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令

第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ))であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ))を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号)の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所 の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所 が提供する指定通所介護 の利用者の数を指定通所介護 の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所 として必要とされる数以上であること。
- (4) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サ

ービス基準省令」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型

サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準

条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

_____を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあっては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等

デイサービスとみなされる通いサービス _____を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。 _____)を、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。 _____))の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 _____

_____指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。))第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあっては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 _____

_____指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。 以下同じ。)を、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

省略

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス _____ を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たすこと。

(5) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス _____ を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数並びに第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2

省略

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号の居間及び食堂をいう。 _____ ）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 _____ 指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たすこと。

(5) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 _____ 指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員 _____

の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。

(3)・(4) 省略

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に

_____の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。

(3)・(4) 省略

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者_____であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護_____を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所_____の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護_____の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所_____の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所_____が提供する指定通所介護_____の利用者の数を指定通所介護_____の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所_____として必要とされる数以上であること。
- (4) 省略

登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たすこと。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第160条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第160条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
 - (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
 - (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - (4) 省略
- （指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 省略

に~~応じ~~それぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所~~にあつて~~は12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たすこと。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。
平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 ~ 第 6 章 省略 第 7 章 通所介護 第 1 節 ~ 第 4 節 省略 第 5 節 削除	目次 第 1 章 ~ 第 6 章 省略 第 7 章 通所介護 第 1 節 ~ 第 4 節 省略 第 5 節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 1 款 通則(第114条・第115条)

第6節 省略

第8章～第14章 省略

附則

(従業者の員数)

第100条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数 _____ で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員 _____

を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 第1項 _____ の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

第3節 設備に関する基準

第102条 省略

2 前項の設備の基準は、次のとおりとする。

第2款 人員に関する基準(第116条・第117条)

第3款 設備に関する基準(第118条・第119条)

第4款 運営に関する基準(第120条 第131条)

第6節 省略

第8章～第14章 省略

附則

(従業者の員数)

第100条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2 前項の規定にかかわらず、当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

第3節 設備に関する基準

第102条 省略

2 前項の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ 省略

(2) 省略

3～5 省略

第5節 削除**第114条から第131条まで 削除**

(1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに _____ 利用定員 _____ を乗じて得た面積以上とすること。

イ 省略

(2) 省略

3～5 省略

第5節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準**第1款 通則**

(通則)

第114条 指定療養通所介護（指定通所介護のうち、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象として、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第103条、第104条、第108条から第111条の2まで及び第113条（第9条、第14条、第15条、第28条及び第56条の準用に係る部分を除く。）に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第116条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに有すべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が、利用者1.5人当たり1人以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第117条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す

ることができる。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第118条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第119条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、64平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第120条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第127条に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第125条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図ることにより、利用者の心身の状況等を把握するよう努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護

の提供の適否について主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供しよう努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第123条 指定療養通所介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるようにするために必要な援助を行うこと。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図るとともに、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第124条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って療養通所介護計画を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、既に訪問看護計画書(第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、療養通所介護計画を作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、利用者ごとに、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。

らない。

(緊急時等の対応)

第125条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともにその対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第128条第1項の緊急時対応医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第2項の規定は、緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の業務)

第126条 指定療養通所介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の指定療養通所介護事業所の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、従業者にこの款の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第127条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たったの留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第128条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、その指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接する医療機関のうちから前項の緊急時対応医療機関を定めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第129条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、規則で定める期間に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策を検討し、その結果を記録しておかなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要な対策を講じなければならない。

(記録の整備及び保存)

第130条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(読替え)

第131条 指定療養通所介護の事業についての第108条第3項、第111条の2第4項及び第113条の規定の適用については、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」と、第113条中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、「第107条」とあるのは「第127条」とする。

(従業者の員数)

第132条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1

(従業者の員数)

第132条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数_____で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1

号通所事業の利用者。以下この条及び第134条において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員

を、
常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

4 省略

5 省略

(設備及び備品等)

第134条 省略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。

イ 省略

(2) 省略

3・4 省略

(指定通所介護事業所等との併設)

第181条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第245条 省略

2 省略

号通所事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2 前項の規定にかかわらず、当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 省略

6 省略

(設備及び備品等)

第134条 省略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ 省略

(2) 省略

3・4 省略

(指定通所介護事業所等との併設)

第181条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第245条 省略

2 省略

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第248条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準省令第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業 _____ を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護
(2) 指定訪問看護
(3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5～8 省略

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第248条に規定する指定福祉用具貸与 _____ 及び指定地域密着型サービス基準省令第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5～8 省略

(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 地域密着型特別養護老人ホーム(愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第61号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。))第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。))第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、医師を置かないことができる。</p> <p>8～10 省略</p> <p>(受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第232条 省略</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)、指定通所介護(指</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 地域密着型特別養護老人ホーム(愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第61号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。))第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準省令 _____ 第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、医師を置かないことができる。</p> <p>8～10 省略</p> <p>(受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第232条 省略</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者 _____、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)、指定通所介護(指</p>

定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準省令第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- (1) 省略
 - (2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス
 - (3) 省略
- 5～8 省略

定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)
 _____、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準省令第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- (1) 省略
 - (2) 指定通所介護 _____ 又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス
 - (3) 省略
- 5～8 省略

(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第6項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成27年愛媛県条例第18号)附則第6項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)<u>又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)</u>(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、かつ、</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ _____ _____ _____)の指定を併せて受け、かつ、</p>

指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2～7 省略

8 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第100条 省略

2～4 省略

5 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数）

第113条 省略

2～5 省略

6 知事は、基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）以下同じ

_____。

_____。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2～7 省略

8 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項

_____までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第100条 省略

2～4 省略

5 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで

_____に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数）

第113条 省略

2～5 省略

6 知事は、基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（介護予防通所介護に関する経過措置）</p> <p>8 前項及び愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成28</p>	<p>附 則</p> <p>（介護予防通所介護に関する経過措置）</p> <p>8 前項_____</p>

年愛媛県条例第21号)第3条の規定による改正後の附則第6項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例(以下「附則第7項等改正後旧介護予防サービス等基準条例」)という。)第98条第1項第3号及び第8項並びに第100条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第7項等改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第98条第1項第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	省略
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業	省略
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	省略
第98条第8項	指定通所介護事業者等	省略
	指定通所介護等の事業	省略
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第7項までに規定する	省略
第100条第5項	指定通所介護事業者等	省略
	指定通所介護等の事業	省略
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項までに規定する	省略

9 附則第7項等改正後旧介護予防サービス等基準条例第113条第1項第3号及び第6項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とを同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第7項等改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の規定による改正後の附則第6項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例(以下「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例」)という。)第98条第1項第3号及び第8項並びに第100条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第98条第1項第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ _____ _____ _____。)	省略
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう以下同じ _____ _____ _____。)の事業	省略
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	省略
第98条第8項	指定通所介護事業者	省略
	指定通所介護の事業	省略
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項 _____ _____までに規定する	省略
第100条第5項	指定通所介護事業者	省略
	指定通所介護の事業	省略
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで _____ _____に規定する	省略

9 附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例第113条第1項第3号及び第6項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とを同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第113条 第6項	省略 指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第4項までに規定する	省略
省略		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第113条 第6項	省略 指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第5項までに規定する	省略
省略		

○愛媛県条例第22号

愛媛県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例

愛媛県立高等技術専門校条例（昭和44年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、<u>法第15条の7第1項第1号</u>の職業能力開発校として、愛媛県立高等技術専門校（以下「高等技術専門校」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 高等技術専門校は、普通職業訓練（<u>法第15条の7第1項第1号</u>に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。）その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行う。</p> <p>（訓練基準）</p> <p>第4条 普通課程の職業訓練の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 訓練時間については、1年につきおおむね1,400時間（訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年につきおおむね700時間）であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科にあつては2,800時間以上、同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科にあつては1,400時間以上であること。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（高等技術専門校以外の施設において行うことができる職業訓練）</p> <p>第5条 <u>法第15条の7第1項ただし書</u>の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（他の施設の教育訓練を受けさせることによつて行う職業訓練）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、<u>法第15条の6第1項第1号</u>の職業能力開発校として、愛媛県立高等技術専門校（以下「高等技術専門校」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 高等技術専門校は、普通職業訓練（<u>法第15条の6第1項第1号</u>に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。）その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行う。</p> <p>（訓練基準）</p> <p>第4条 普通課程の職業訓練の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 訓練時間については、1年につきおおむね1,400時間（訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年につきおおむね700時間）であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校_____を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科にあつては2,800時間以上、同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科にあつては1,400時間以上であること。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（高等技術専門校以外の施設において行うことができる職業訓練）</p> <p>第5条 <u>法第15条の6第1項ただし書</u>の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（他の施設の教育訓練を受けさせることによつて行う職業訓練）</p>

第6条 法第15条の7第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

第6条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
使用料				使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
省略	染織用機器	1時間	6,910	省略	染織用機器	1時間	1,830
繊維産業関係			6,910	繊維産業関係			1,830
省略				省略			
手数料 省略				手数料 省略			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県農林水産業体質強化緊急対策基金条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農林水産業体質強化緊急対策基金条例

（設置）

第1条 本県の基幹産業である農林水産業の体質を強化するための対策を緊急に講ずるため、農林水産業体質強化緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第2項及び第90条の2第1項の規定に基づき、国営土地改良事業(法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業を除く。以下「国営事業」という。)に係る負担金及び特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき別表に掲げる国営事業に要する費用の一部を負担するときは、当該国営事業によって利益を受ける者で当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの(以下「3条資格者」という。)及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の7に掲げるもの(以下これらの者を「受益者」という。)から、その者の受ける利益を限度として、負担金を徴収する。

2 前項の場合において、3条資格者が当該国営事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

(負担金の額)

第3条 前条第1項の負担金又は同条第2項の金銭の総額は、別表の第1欄に掲げる国営事業の区分に応じ、同表の第2欄に定める額とする。

2 前条第1項の負担金の額は、国営事業の施行に係る地域内にある当該3条資格者の土地の面積及び受益者の受益の程度を勘案して、受益者ごとに知事が定める額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 負担金は、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、知事は、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせることができる。

2 前項の元利均等年賦支払の支払期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営事業が完了した年度(当該国営事業によって生じた施設で当該国営事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営事業及び当該災害復旧については、当該国営事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度)の翌年度から起算して、別表の第1欄に掲げる国営事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める年数とする。ただし、当該国営事業が完了する以前において、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認めるときは、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後において知事の指定する年度から起算するものとする。

3 第1項の元利均等年賦支払の利率は、別表の第1欄に掲げる国営事業の区分に応じ、同表の第4欄に定める率とする。

4 前3項の規定は、第2条第2項の金銭の徴収方法について準用する。

(特別徴収金)

第5条 県は、別表に掲げる国営事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者が当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途(農用地としての用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該3条資格者から特別徴収金を徴収する。

(1) 当該土地を一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

(2) 目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営事業による利益を受けていないものとなっている場合

(3) 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第53条の9各号のいずれかに該当する場合

(4) その他知事が特にやむを得ないと認める場合

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の特別徴収金の額は、法第90条の2第3項の規定により算出して得た額を限度として、知事が定める額とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

国営事業の区分	負担金の総額	支払期間	利率
区画整理	国営事業に要する費用の額の12分の1に相当する額を限度として知事が定める額	15年（据置期間3年を含む。）	年5分

○愛媛県条例第26号

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理義務）</p> <p>第12条 省略</p> <p><u>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件（規則で定めるものを除く。）を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、第39条第1項第1号又は第4号に掲げる者その他これらの者と同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。</u></p> <p>（点検義務）</p> <p>第12条の2 第6条第5項（第7条第6項及び第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、あらかじめ、当該許可に係る広告物又は掲出物件の安全性について点検しなければならない。</p> <p><u>2 第6条第5項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、前条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いているときは、当該管理する者に前項の規定による点検をさせなければならない。</u></p>	<p>（管理義務）</p> <p>第12条 省略</p> <p><u>2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、県内に住所を有しない場合においては、県内に住所を有する者に当該広告物又は掲出物件を管理させなければならない。</u></p>

附 則

- この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第12条に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の愛媛県屋外広告物条例の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の管理については、改正後の愛媛県屋外広告物条例第12条第2項の規定にかかわらず、その許可の期間に限り、なお従前の例による。

○愛媛県条例第27号

愛媛県建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県建築審査会条例の一部を改正する条例

愛媛県建築審査会条例（昭和25年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 省略</p> <p><u>（委員の任期）</u></p>	<p>第2条 省略</p>

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第4条 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第3条 省略

第4条 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(現状変更等の制限)</p> <p>第42条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築の日から50年を経過していない建築物の改築_____</p> <p>(2) 設置の日から50年を経過していない工作物（建築物を除く。第43条の7第1項第1号ウにおいて同じ。）の改修_____又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>(3) 第40条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の改修_____</p> <p>(4) 電柱、_____電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の改修</p> <p>(5) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。第43条の7第1項第1号カにおいて同じ。）</p> <p>5 省略</p> <p>(市が処理する事務)</p> <p>第43条の7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。）は、市が処理することとする。ただし、第1号アからケまで及びサに掲げる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）並びに第2号に規定する現状変更等が市の区域内において行われる場合並びに第1</p>	<p>(現状変更等の制限)</p> <p>第42条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築の日から50年を経過していない建築物の改築又は除却</p> <p>(2) 設置の日から50年を経過していない工作物（建築物を除く。以下_____同じ。）の改修若しくは除却又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>(3) 第40条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の改修又は除却</p> <p>(4) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管_____の改修</p> <p>5 省略</p> <p>(市が処理する事務)</p> <p>第43条の7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。）は、市が処理することとする。ただし、第1号アからキまで及びケに掲げる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）並びに第2号に規定する現状変更等が市の区域内において行われる場合並びに第1</p>

号コに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合に限る。

(1) 次に掲げる現状変更等(アからクまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る第42条第1項の規定に基づく許可(同条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づく指示を含む。)並びに第42条第2項において準用する第20条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務

ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

イ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ウ 工作物の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

エ 第40条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

オ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

カ 建築物等の除却

キ 省略

ク 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

ケ 愛媛県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

コ 省略

サ 省略

(2) 省略

(3) 第43条において準用する第24条第1項の規定に基づく調査及び報告の徴収に関する事務。ただし、第1号アからサまでに掲げる現状変更等に係る第42条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。

(4) 省略

2・3 省略

号クに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合に限る。

(1) 次に掲げる現状変更等(アからカまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る第42条第1項の規定に基づく許可(同条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づく指示を含む。)並びに第42条第2項において準用する第20条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務

ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

イ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ウ 工作物の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

エ 第40条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

オ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

カ 省略

キ 愛媛県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

ク 省略

ケ 省略

(2) 省略

(3) 第43条において準用する第24条第1項の規定に基づく調査及び報告の徴収に関する事務。ただし、第1号アからケまでに掲げる現状変更等に係る第42条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。

(4) 省略

2・3 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の愛媛県文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第42条第1項の規定による許可を受けてい

る者であって、当該許可に係る行為が改正後の愛媛県文化財保護条例（以下「改正後の条例」という。）第42条第4項各号に掲げる行為に該当して同項の規定により届出をすべきものは、この条例の施行の日に当該届出をしたものとみなす。この場合において、当該許可に係る改正前の条例第42条第2項において準用する改正前の条例第20条第2項の規定による指示は、当該届出に係る改正後の条例第42条第5項の規定による指示とみなす。

- 3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第42条第1項の規定による許可の申請であって、改正後の条例第42条第4項の規定により届出をすべき者に係るものは、この条例の施行の日に同項の規定によりした届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に改正前の条例の規定により愛媛県教育委員会がした許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に改正前の条例の規定により愛媛県教育委員会に対してなされている許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日において市が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市のした許可等の処分その他の行為又は当該市に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第29号

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料表）</p> <p>第4条 給料表の種類は、中学校・小学校教育職員給料表（別表第1）及び高等学校等教育職員給料表（別表第2）とし、その適用範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 中学校・小学校教育職員給料表の適用範囲</p> <p>ア 中学校、<u>小学校又は義務教育学校</u>に勤務する教育職員</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第17条の6 小学校、<u>中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員</u>には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 省略</p>	<p>（給料表）</p> <p>第4条 給料表の種類は、中学校・小学校教育職員給料表（別表第1）及び高等学校等教育職員給料表（別表第2）とし、その適用範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 中学校・小学校教育職員給料表の適用範囲</p> <p>ア 中学校又は小学校_____に勤務する教育職員</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第17条の6 小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 省略</p>

（教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 教育職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別支援教育手当）</p> <p>第10条の2 特別支援教育手当は、次に掲げる教育職員が障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に直接従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>に勤務する教育職員で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当するもの</p> <p>(3) <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>に勤務する教育職員で、学校教育法施行規則第140条の規定による障害に応じた特別の指導を本務とするもの</p>	<p>（特別支援教育手当）</p> <p>第10条の2 特別支援教育手当は、次に掲げる教育職員が障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に直接従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小学校又は中学校</u>_____に勤務する教育職員で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当するもの</p> <p>(3) <u>小学校又は中学校</u>_____に勤務する教育職員で、学校教育法施行規則第140条の規定による障害に応じた特別の指導を本務とするもの</p>

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

(愛媛県総合科学博物館管理条例の一部改正)

第4条 愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、別表第2に掲げる利用料金を免除しなければならない。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、プラネタリウムを観覧する県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒及びこれらの引率者、展示室又はプラネタリウムを観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第2(第12条、第13条関係)</p> <p>1 展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 プラネタリウム観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	15歳以上の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程</u> 、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略		区分	単位	金額	15歳以上の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程</u> 、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略		小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略		<p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、別表第2に掲げる利用料金を免除しなければならない。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、プラネタリウムを観覧する県内の小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒及びこれらの引率者、展示室又はプラネタリウムを観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第2(第12条、第13条関係)</p> <p>1 展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 プラネタリウム観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略		区分	単位	金額	15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略		小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略	
区分	単位	金額																													
15歳以上の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程</u> 、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略																														
区分	単位	金額																													
15歳以上の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程</u> 、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略																														
小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略																														
区分	単位	金額																													
15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略																														
区分	単位	金額																													
15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略																														
小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略																														

(愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部改正)

第5条 愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、別表第2に掲げる利用料金を免除しなければならない。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第2 (第12条、第13条関係)</p> <p>展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略		<p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、別表第2に掲げる利用料金を免除しなければならない。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第2 (第12条、第13条関係)</p> <p>展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略	
区 分	単 位	金 額											
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略												
区 分	単 位	金 額											
15歳以上の者(中学校_____、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	省略												

(えひめ青少年ふれあいセンター管理条例の一部改正)

第6条 えひめ青少年ふれあいセンター管理条例(平成20年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、利用料金を免除しなければならない。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、日帰り利用を行う県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">宿泊利用</th> <th style="text-align: center;">日帰り利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額		宿泊利用	日帰り利用	1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略		2・3 省略			<p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、利用料金を免除しなければならない。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、日帰り利用を行う県内の小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">宿泊利用</th> <th style="text-align: center;">日帰り利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額		宿泊利用	日帰り利用	1 小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略		2・3 省略		
区 分		金 額																					
	宿泊利用	日帰り利用																					
1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略																						
2・3 省略																							
区 分	金 額																						
	宿泊利用	日帰り利用																					
1 小学校、中学校_____、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	省略																						
2・3 省略																							

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数） 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	（定数） 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,841人</u>	(1) 県立学校の職員 3,859人
(2) 市町立学校の職員 <u>8,263人</u>	(2) 市町立学校の職員 8,375人
計 <u>12,104人</u>	計 12,234人

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の定数） 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。	（職員の定数） 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 警察官 { 警 視 100人 警 部 205人 警部補及び巡査部長 <u>1,412人</u> 巡 査 <u>738人</u> 計 <u>2,455人</u>	(1) 警察官 { 警 視 100人 警 部 205人 警部補及び巡査部長 <u>1,406人</u> 巡 査 <u>735人</u> 計 <u>2,446人</u>
(2) 省略	(2) 省略
計 <u>2,870人</u>	計 2,861人
2 省略	2 省略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（総務室の所掌事務） 第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。	（総務室の所掌事務） 第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
(4) 公文書類の <u>接受及び発送</u> に関する <u>こと</u> 。	(4) 公文書類の <u>接受、発送、編集及び保存</u> に関する <u>こと</u> 。
(5)～(9) 省略	(5)～(9) 省略
（警務部の所掌事務）	（警務部の所掌事務）

第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 公文書類の編集及び保存に関すること。
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

附 則

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例

愛媛県防災対策基本条例（平成18年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 災害予防対策</p> <p>第 1 節～第 3 節 省略</p> <p>第 4 節 県及び市町の役割（第23条 <u>第35条</u>）</p> <p>第 3 章 災害応急対策</p> <p>第 1 節 県民の役割（第36条 <u>第38条</u>）</p> <p>第 2 節 自主防災組織の役割（<u>第39条</u>）</p> <p>第 3 節 事業者の役割（第40条・<u>第41条</u>）</p> <p>第 4 節 県及び市町の役割（第42条 <u>第44条</u>）</p> <p>第 4 章 復旧及び復興対策（第45条）</p> <p>第 5 章 防災対策の計画的な推進等（第46条 <u>第49条</u>）</p> <p>附 則</p> <p>平成16年に愛媛県を襲った一連の台風が、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらしたことは、県民の記憶に深く刻まれて</p> <hr/> <p>いる</p> <hr/> <p>また、平成23年 3月11日に発生した東日本大震災は、想定を超える巨大な地震と津波により我が国に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、私たちは、災害の脅威をあらためて思い知らされたところである。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 災害予防対策</p> <p>第 1 節～第 3 節 省略</p> <p>第 4 節 県及び市町の役割（第23条 <u>第34条</u>）</p> <p>第 3 章 災害応急対策</p> <p>第 1 節 県民の役割（第35条・<u>第36条</u>）</p> <p>第 2 節 自主防災組織の役割（<u>第37条</u>）</p> <p>第 3 節 事業者の役割（第38条・<u>第39条</u>）</p> <p>第 4 節 県及び市町の役割（<u>第40条 第42条</u>）</p> <p>第 4 章 防災対策の計画的な推進等（第43条 <u>第46条</u>）</p> <p>附 則</p> <p>平成16年に愛媛県を襲った一連の台風は、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、<u>私たちは、災害の脅威に対して、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性をあらためて認識させられたところである。</u></p>

こうしたことから、近い将来、発生が危惧されている南海トラフを震源とする地震をはじめ、津波災害、土砂災害、原子力災害などの様々な災害から、県民の生命、身体及び財産を守るためには、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性を認識した上で、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法 _____ 及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とした防災対策を進めるためには、年齢、性別、障害の有無その他支援を要する者の事情に配慮しつつ、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災 _____ をいう。
- (3)～(5) 省略
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 省略

2 省略

3 防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。

4 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として実施されなければならない。

5 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の _____ 種類ごとの特徴、予測される被害、災害時とるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図(以下「防災地図」という。)等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう

また、今世紀前半にも発生が確実視され、本県にも甚大な被害をもたらすことが予測される南海地震等の大規模な地震 _____

_____ から、県民の生命、身体及び財産を守るため _____、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が _____、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を軽減させる _____ ためには _____

_____、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、土石流その他の自然現象により生ずる被害 _____ をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (3)～(5) 省略
- (6) 災害時要援護者 _____ 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の避難等に援護 _____ を要する者 _____ をいう。

(基本理念)

第3条 省略

2 省略

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時とるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、過去に災害が発生した箇所等 _____ を掲載した地図(以下「防災地図」という。)等により、土砂災害、浸水被害 _____ その他の災害に関する危険箇所を把握するよう

努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第12条 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供しよう努めるものとする。

(災害危険箇所の確認等)

第14条 省略

2 自主防災組織は、あらかじめ、防災地図等により、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認しよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備)

第16条 自主防災組織は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力しよう努めるものとする。

(市町等との連携等)

第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら

、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施しよう努めるものとする。

(地域への協力)

第22条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の指定緊急避難場所(法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。)及び指定避難所(法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。)としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力しよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加しよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第23条 省略

2 省略

3 県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。

4 県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害及び防災に関する情報の提供等)

第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2・3 省略

努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

(災害時要援護者からの情報の提供)

第12条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供しよう努めるものとする。

(災害危険箇所の確認等)

第14条 省略

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認しよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前2項の規定により確認した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成しよう努めるとともに、地域住民に周知しよう努めるものとする。

(災害時要援護者の援護体制の整備)

第16条 自主防災組織は、市町及び関係機関等と連携しながら、災害時要援護者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握しよう努めるものとする。

(市町等との連携等)

第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、避難勧告等が発令された場合における地域住民の避難計画及び災害時要援護者の避難等の際の援護に関する計画等を定めておくよう努めるとともに、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施しよう努めるものとする。

(地域への協力)

第22条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の避難場所

としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力しよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加しよう努めるものとする。

(防災意識の啓発)

第23条 省略

2 省略

(防災情報の提供等)

第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2・3 省略

(防災リーダー等の育成)

第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動(以下「ボランティア活動」という。)が効果的に実施されるよう、防災リーダー(防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。)及びボランティアコーディネーター(ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。

(災害時情報収集伝達体制の整備)

第27条 省略

(住民避難体制の整備)

第28条 省略

2 省略

3 市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

4・5 省略

6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。

7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

9 県及び市町は、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第30条 省略

(広域防災拠点の整備)

第31条 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点(以下「広域防災拠点」という。)の整備に努めるものとする。

2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。

第32条 省略

第33条 省略

(公共施設の整備)

第34条 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。

3 省略

第35条 省略

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

(防災リーダー等の育成)

第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動(以下「ボランティア活動」という。)が効果的に実施されるよう、防災リーダー(_____自主防災組織が行う防災活動において指導的役割を担う者をいう。)及びボランティアコーディネーター(ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第27条 省略

(住民避難体制の整備)

第28条 省略

2 省略

3 市町は、災害時における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生_____その他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

4・5 省略

6 市町は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、災害時要援護者の援護を行うための_____体制を整備するものとする。

7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

8 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への広域的な誘導方法を確立することができるよう市町を支援するものとする。

第30条 省略

第31条 省略

第32条 省略

(公共施設の整備)

第33条 県及び市町は、避難場所_____の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、避難場所_____に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

2 県及び市町は、災害時要援護者が避難場所_____を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。

3 省略

第34条 省略

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

(避難及び避難場所)

(円滑な避難行動)

第36条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示等（以下「避難指示等」という。）があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

(緊急通行車両の通行の確保等)

第37条 県民は、災害時において、法____、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。

(指定避難所の運営)

第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織の役割

第39条 省略

第3節 事業者の役割

第40条 省略

(帰宅困難者への支援)

第41条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的な滞在施設の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

第4節 県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

第42条 省略

2 県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

(応急体制の確立等)

第43条 省略

2 市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行

第35条 県民は、災害時において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図等の活用により必要と判断したときは、自主的に避難するとともに、避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

3 避難場所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら協力して避難場所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(車両使用の自粛等)

第36条 県民は、災害時において、災害対策基本法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織の役割

第37条 省略

第3節 事業者の役割

第38条 省略

(帰宅困難者への支援)

第39条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

第4節 県及び市町の役割

(情報連絡体制の確立)

第40条 省略

(応急体制の確立)

第41条 省略

動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

3 県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

第44条 省略

第4章 復旧及び復興対策

第45条 県民は、災害による重大な被害が発生した場合において、国、県、市町、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害による重大な被害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害による重大な被害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4 県及び市町は、災害による重大な被害が発生した場合において、住民の参画を図りながら、当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、復旧及び復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

第5章 防災対策の計画的な推進等

第46条 省略

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第47条 県_____は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地震防災に関する施策の目標
- (2) 地震防災に関する施策の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項

3 市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

(消防団による地域防災力の強化)

第48条 県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。

(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)

第49条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ

第42条 省略

第4章 防災対策の計画的な推進等

第43条 省略

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第44条 県及び市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努める

_____ものとする。

(_____地域防災力の強化)

第45条 県及び市町は、防災体制の整備その他の
_____地域防
災力の強化に努めるものとする。

(えひめ防災の日_____)

第46条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ

防災の日（以下「防災の日」という。）及びえひめ防災週間（以下「防災週間」という。）を設ける。

2 防災の日は、12月21日とし、防災週間は、同月17日から23日までとする。

3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。

4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

防災の日（以下「防災の日」という。）_____を設ける。

2 防災の日は、知事が定める_____。

3 防災の日_____においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。

4 防災の日_____においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○**愛媛県条例第34号**

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。